

自転車指導啓発重点地区（早良警察署）

令和6年4月

【重点地区】 室見～西新地区

（室見2,4,5丁目、弥生1丁目、藤崎1丁目、高取1,2丁目、西新4,5丁目）

➤ 選定理由

- ・ 通勤・通学、買い物等での**自転車利用者が多い**。
- ・ 自転車に対する指導取締り要望が多数寄せられている。
- ・ 自転車関連**事故が多発**傾向（R5：15件）

室見5丁目交差点

重点地区

西新交差点

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

【重点地区】 原交差点 南西地区

（原5丁目、小田部2丁目、有田1,2丁目）

➤ 選定理由

- ・ 通勤・通学、買い物等での**自転車利用者が多い**。
- ・ 自転車に対する指導取締り要望が多数寄せられている。
- ・ 自転車関連**事故が多発傾向**（R5：14件）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 信号無視
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 信号は必ず守りましょう！

信号無視は重大な事故につながる大変危険な違反です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

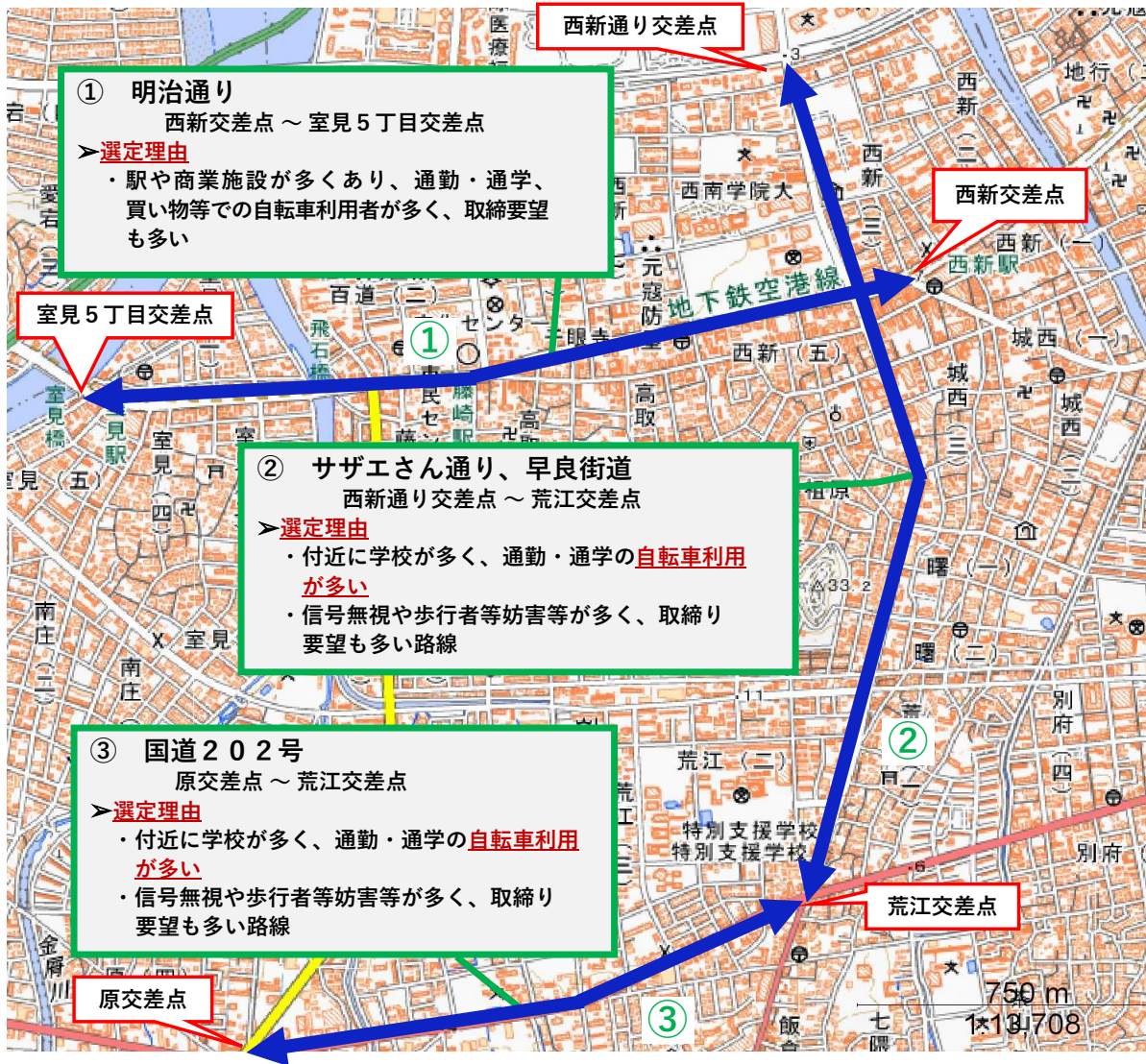
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

重点地区



自転車指導啓発重点路線(早良警察署)

令和6年4月



①②③の路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 歩行者等妨害等
- 信号無視



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

1 「止まれ」では確実に一時停止を!

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう

2 歩道は、歩行者優先!

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

3 信号を守る!